資料５

議選監査委員のあり方について

【背景】

平成 29 年（2017）の地方自治法の改正により、議員のうちから選出する監査委員の選任の義務付けが緩和され、議員選出監査委員（以下「議選監査委員」という。）の選任については、各自治体の判断により選択できることとなった。

地方自治法第 196 条１項のただし書きで「ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。」とされた。（平成 30 年４月１日施行）

【これまでの経過】

本町議会では、平成 29 年４月 24 日、「監査委員制度の概要と出納検査について」として西尾議選監査委員による研修を実施。平成 30 年７月４日に「地方自治法改正による自治体の内部統制の強化」として北海道大学公共政策大学院での研修を実施。

平成 30 年８月より、議会運営委員会（8/24、9/5、9/25、10/2、10/24）、全員協議会（11/9）において「議選監査委員と議会監査機能の検討」として、あり方に関する議論を重ねてきた。その後、平成 30 年 11 月 15 日の議会運営委員会において、制度の存置を決定。その際に、①活動の重要性の他、報酬面の見解も整理し加えておくべき、②中立性についての議論は難しい課題、③議選監査委員の知見の活用は他議会事例も調査するなど検討、としてまとめた。

【現状・課題】

現在、全国では約 30 の自治体が議選監査委員を廃止している（条例制定）。当町議会において来年の改選を迎えるにあたり、議選監査制度のあり方について、令和８年度芽室町議会活性化計画において活性化の一つとして取組むもの。

【今年度の取組み】

令和８年８月 20 日に議員研修を実施。渡辺議会運営委員長から「議選監査委員制度の現状について」、常通議選監査委員から「議選監査委員の役割と現状、展望について」説明を受け、その後、グループにわかれて議員間討議を実施。

【議員間討議からのまとめ案】

1　議選監査委員の選任について

識見の監査委員は町の財務管理や事業の経営管理に視点を置いた監査である一方、議選監査委員は、議員として、予算をはじめとする各種議案審議等を経て、町の事業や政策を十分把握した上で監査を行うことができる。また、住民代表としての視点から監査に臨むことができる。このため、それぞれの視点や知見の違いを生かしたより厳正かつ

的確な監査を行うことが可能であることから、引き続き、**議選監査委員の選任は必要**である。

→　**議選監査制度の存置**

2　議会と議選監査をつなぐ仕組みについて

監査業務について、議選監査委員から議会へ守秘義務を遵守した上で、情報共有を図ることにより、議会がその情報を活用し、監視機能の充実強化につなげるため、以下のとおり実施することとする。

（1）**９月定例会議の初日**に、監査委員が作成する決算審査意見書について、議選監査委員から内容説明を受け、議員から質疑等を行い、理解を深めることにより、決算審査等の充実を図る。

（2）**必要に応じて**、全員協議会等において、定期監査、行政監査等の結果について議選監査委員から報告を受けるとともに、議員と意見交換会を実施し、議会の監視機能の充実を図る。

（3）監査委員から議会へ報告することが義務化されている各種監査報告書については、タブレットに配信し、全議員が内容を確認できるようにする。

3　議選監査委員の選出方法・任期について

議選監査委員の選出については、地方自治法及び芽室町監査基準に基づき、公正で効率的な行財政運営の確保に資する監査を適切に行うことができるよう、人格が高潔で、町政に関する豊富な経験及び監査に必要な知見を有する議員を選出する。

また、議選監査委員の任期については、監査委員の専門性と経験の確保の観点からも、地方自治法に定めのある**議員任期と同様の４年**とする。